

【イベント等の開催制限】

収容率 ※1	人数上限 ※1
100%以内 ※2	5,000人または収容定員50%以内のいずれか大きい方 (感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けた場合は収容定員まで)

※1 収容率と人数上限で、どちらか小さい方を限度とする。

※2 収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を空ける。

【チェックリストの作成・公表】

- イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、感染防止策等を記載した「チェックリスト」を作成し、ホームページ等で公表してください。 **【省略】別紙1・参考資料(別紙4)**
- 県にチェックリストを提出する必要はありませんが、イベント終了日から1年間保管してください。
- 感染防止安全計画を策定する場合は、チェックリストを作成する必要はありません。

【感染防止安全計画の策定・提出】

- 人数上限を緩和して、5,000人超かつ収容率50%超のイベントを開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けてください。 **【省略】別紙2・参考資料(別紙4)**
- イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出してください。 **【省略】別紙3**

【マスクの着用の考え方(令和5年3月13日以降)】

- 3月13日以降に開催するイベントに関し、イベント主催者等が出演者や参加者等に対して、必ずしも「マスクの着用」等を働きかける必要はありません。なお、イベント主催者等が感染対策上又は事業上の理由などにより、出演者又は参加者等に対して、マスクの着用を求めることは差し支えありません。

※ オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日に予定されている新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更をもって、本取扱いは終了します。